



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年12月11日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年11月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人匠のふるさとづくり・佐久
- 3 代表者の氏名
依 田 利 雄
- 4 主たる事務所の所在地
長野県佐久市入澤1079番地

5 定款に記載された目的

この法人は、佐久地域の人々に対して①古い民家の保存・資材の再利用に関する啓発活動②民家の補修、解体、再利用等の機会を通じて職人の技術の向上と伝統的在来工法の継承③地元産用材を確保するための育林④森林の持つ有機的効果を活用するための研究等の事業を行い、ふるさと佐久地域のまち並み・里山の景観形成を推進し、地域社会に貢献することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年12月11日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年11月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本地震予知協会
- 3 代表者の氏名
佐々木 洋 治
- 4 主たる事務所の所在地
長野県佐久市中込3089番地 7

5 定款に記載された目的

本会は、地震に関する佐々木理論をベースに、日本国民に対して、地震予知に関する情報の提供を行うことにより、大切な生命や財産を災害から守り、社会に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年12月11日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーヨーデイツー駒ヶ根店
駒ヶ根市南田市場土地区画整理事業区域内（仮換地番号）40
街区6画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社ケーヨー
千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1
- 3 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数

番号	変 更 前	変 更 後
1	31台	—
2	47台	47台
3	179台	179台
4	70台	—
合計	327台	226台

位置は届出書に添付された図面のとおり
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変 更 前	変 更 後
入口	10	6
出口	10	6
合計	20	12

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日
平成19年7月22日
- 5 届出年月日
平成18年11月22日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所産業労働課
- 7 縦覧の期間
平成18年12月11日から平成19年4月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年12月11日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ松代店
長野市松代町字殿町城址21-6ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社マツヤ
長野市北尾張部710-1
- 変更しようとする事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時～午後8時	午前4時～午後8時

- 変更する年月日
平成18年12月20日
- 届出年月日
平成18年11月14日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課
- 縦覧の期間
平成18年12月11日から平成19年4月11日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年12月11日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ上松店
長野市上松4-945ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社マツヤ

長野市北尾張部710-1

- 変更しようとする事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時～午後8時	午前4時～午後8時

- 変更する年月日
平成18年12月20日
- 届出年月日
平成18年11月14日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課
- 縦覧の期間
平成18年12月11日から平成19年4月11日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年12月11日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ稲葉店
長野市大字稲葉字母袋沖748ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社マツヤ
長野市北尾張部710-1
- 変更しようとする事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時～午後8時	午前4時～午後8時

- 変更する年月日
平成18年12月20日
- 届出年月日
平成18年11月14日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課
- 縦覧の期間

平成18年12月11日から平成19年4月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成18年12月11日

長野県知事 村井 仁

調査を行った者の名	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
木曾郡大桑村	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	木曾郡大桑村大字殿の一部	平成18年12月11日

農地整備課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成18年12月11日

長野県知事 村井 仁

1 組合の名称

佐久市花園土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成16年6月1日から平成20年3月31日まで

3 施行地区

佐久市大字岩村田字仁王前、字羽毛前、字上ノ城、字下信濃石の各一部

4 事務所の所在地

佐久市大字猿久保882番地 JA佐久浅間農業協同組合本所内

5 設立認可の年月日

平成16年6月1日

6 変更認可の年月日

平成18年12月6日

都市計画課

建築管理課

公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次のとおり業務の停止を命じました。

平成18年12月11日

長野県知事 村井 仁

1 被処分者

(1) 商号

株式会社東横地所

(2) 代表者氏名

代表取締役 永井 勝

(3) 主たる事務所の所在地

長野市大字柳原2317番地16

(4) 免許証番号

長野県知事(10)1367号

(5) 免許年月日

平成14年6月26日

2 処分年月日

平成18年12月6日

3 処分内容

業務の全部の停止6月間(平成18年12月19日から平成19年6月18日まで)

4 適用条項

宅地建物取引業法第41条第1項並びに第41条の2第1項及び第44条

公告

上田市塩田平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年12月11日

長野県上小地方事務所長 田中利明

理事

新任

氏名 住所

元木喜一郎 上田市富士山4281番地1

古田宗 上田市富士山2626番地1

宮原時衛 上田市古安曾3895番地1

平田制 上田市下之郷62番地1

永井康彦 上田市下之郷741番地

森恒嘉 上田市本郷1372番地

永井淳夫 上田市五加1182番地1

宮林忠良 上田市本郷79番地3
 依田光雄 上田市中野572番地
 土屋静雄 上田市小島112番地2
 奥谷和雄 上田市保野1003番地
 中村高士 上田市舞田584番地1
 保科藤夫 上田市新町176番地14
 曲尾昭人 上田市手塚991番地

重任

氏名 住所

早川慶寿 上田市富士山3300番1地
 林和市 上田市古安曾581番地
 田中晃美 上田市古安曾1127番地
 早川進太郎 上田市古安曾2147番地
 平野弘行 上田市下之郷533番地2
 和田政晴 上田市小島796番地
 西山昭一 上田市八木沢270番地1
 小林關男 上田市十人79番地3
 春原道仁 上田市前山659番地
 佐藤孝俊 上田市前山1691番地2
 石川幸 上田市手塚1202番地1
 竹下道德 上田市山田288番地2
 荒井泰雄 上田市別所温泉73番地2号地
 坂田征一 上田市別所温泉1595番地

退任

氏名 住所

山田勝 上田市下之郷180番地1
 岩井邦 上田市富士山1787番地1
 中村圓 上田市舞田252番地
 依田幸保 上田市富士山4245番地
 坂田章 上田市古安曾3986番地
 平田満明 上田市下之郷192番地
 宮島武 上田市本郷1399番地
 高野英夫 上田市五加1260番地
 綱島道德 上田市本郷480番地
 片山紘一 上田市中野533番地
 和田謙吉 上田市小島56番地
 加藤茂幸 上田市保野941番地1
 丸山保秀 東京都日野市多摩平4丁目10番地
 多摩平の森2-7棟301号
 日向袈裟則 上田市手塚243番地

監事

新任

氏名 住所

依田幸保 上田市富士山4245番地
 澗田實 上田市下之郷799番地8
 神津宜弘 上田市五加1144番地
 市村武彦 上田市手塚967番地
 滝沢淳 上田市別所温泉1358番地

退任

氏名 住所

宮原正基 上田市古安曾3807番地
 山極敦友 上田市新町31番地
 藤田義久 上田市下之郷51番地1

古平康雄 上田市本郷94番地
 山極幸伸 上田市別所温泉1736番地

農地整備課